

「フラット35登録マンション」(変更) 申請書

独立行政法人 住宅金融支援機構

支店 あて

(フリガナ)		
売 主		
売 主 ご担当者	所 在 地	〒
	TEL・FAX ・E-mail	(TEL) (FAX) (E-mail)
	部署・担当者名	※設計事務所等の代理者が手続きする場合は、備考欄に連絡先を記入ください

以下の物件について、設計検査に合格（または、設計住宅性能評価書が発行され、以下のとおり機構の定める技術基準に適合していることを確認）したので、「フラット35登録マンション」の申請をします。※1

また、申請内容に変更があった場合には、機構へ速やかに報告します。

(フリガナ)			
マ ン シ ョ ン 名			
建 設 場 所 (地 名 地 番) ※2			☐ 保留地でない ☐ 保留地である
総 戸 数	戸	階数 (地上／地下)	/
一般募集開始(予定)時期	年 月	竣 工 (予 定) 時 期	年 月
フラット35S (優良住宅取得支援制度)		☐ 適合しない ☐ 適合する (全住戸について、適合するフラット35Sの基準が同じである) ☐ 適合する (住戸ごとに、適合するフラット35Sの基準が異なる)	
	適合する基準 ※適合する基準を全て記入	☐ 省エネルギー性 ☐ 耐震性 (☐ 耐震等級2以上 ☐ 免震) ☐ バリアフリー性 ☐ 耐久性・可変性 【20年金利引下げタイプ】 ☐ 耐震性 ☐ バリアフリー性 ☐ 耐久性・可変性	
物件HPアドレス(リンク先)又はお問合せ電話番号			
設計検査	☐ 設計住宅性能評価書活用により省略 ☐ 設計検査に合格	☐ 省エネルギー対策 ☐ 等級2以上 ☐ 維持管理対策 (共用配管) ☐ 等級2以上 ☐ 等級1 (埋め込み配管なし) ※3	
竣工後の中古マンションらしくフラット35※4への移行希望※5		☐ あり ☐ なし	
(中古の適合証明省略)	耐久性基準の確認方法	☐ フラット35S (耐久性・可変性 (20年金利引下げタイプを含む)) ☐ 劣化対策等級2以上 ☐ 耐久性届出書	
備 考 ※6			

※1 添付書類・設計検査を受けた場合：設計検査申請書(写)、設計検査に関する通知書(写)
 ・設計住宅性能評価書を活用し設計検査を省略した場合：設計住宅性能評価書(写)
 ・フラット35S (20年金利引下げタイプ) の耐久性・可変性に該当する場合：長期優良住宅建築等計画の「認定通知書」または「認定変更通知書」

※2 建設場所が保留地かどうかを「保留地でない」「保留地である」欄に必ずチェックしてください。

※3 その他、遮音対策 (床スラブ厚 15cm 以上又は重量床衝撃音対策等級2以上)、炊事室等への換気設備の設置、区画 (界壁・界床を耐火構造または 1 時間準耐火以上で区画) 等、フラット35S基準に適合する場合はその基準に対応した所定の等級に適合する必要があります。

※4 「中古マンションらしくフラット35」とは、一定の要件(耐久性基準等)を満たす中古マンション (竣工後2年以上経過又は既に人が住んだ物件) について、フラット35を利用するお客様が適合証明手続きを省略できる制度です。

※5 建設場所が保留地の場合には、原則として「中古マンションらしくフラット35」への移行はできません。

※6 フラット35の技術基準に適合しない住戸がある場合は、その旨を備考欄に表示してください。

注) 平成22年6月現在、フラット35登録マンションで「中古マンションらしくフラット35」に移行する物件は、フラット35S (中古タイプ (外壁等断熱)) として移行することができます。なお、フラット35S (省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性、耐久性・可変性) としての移行も、今後適用することを検討しております (開始時期未定)。これに伴い、フラット35S (省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性、耐久性・可変性) として移行する物件で、同一物件内で住戸により適用する基準が異なる場合は、住戸番号と該当する基準名を表示することを予定しています。

以下の < 申出者確認事項 > を必ずご確認ください。

< 申出者確認事項 >

- 1 機構がホームページに物件概要を原則として竣工までの間掲載すること（希望した場合は完売するまで（ただし竣工日から起算して最長2年間を限度とする）、売主ご担当者欄に記載のメールアドレスにフラット35の情報を送信することについて、承諾します。
- 2 フラット35の融資を受けるに際しては、住宅金融支援機構の定める次の要件に該当する必要があることについて承知しており、これらの要件について確認しています。
 - (1) 住宅金融支援機構の証券化支援事業（新築住宅）に係る技術的基準に適合していること。
 - (2) 住宅の床面積、建設費、購入価額、人の居住、申込期間、フラット35Sの性能等の要件に適合していること。
- 3 竣工時の適合証明書をもって、当該住宅がフラット35の技術的基準に適合していることを機構が確認することを承知しています。なお、適合証明は当該住宅の性能を保証するものではないことを承知しています。
- 4 設計住宅性能評価書を提出する場合
 - (1) すべての申請住戸について提出した設計住宅性能評価書と同一の等級の評価書が交付されたものであることを確認しています。
 - (2) 機構の定める技術基準のうち設計住宅性能評価書で確認できない事項については、機構の定める技術基準に適合していることを確認しています。
 - (3) フラット35Sの「耐震性（免震）」又は「耐久性・可変性」で登録申請する物件で、当該技術基準のうち、平成18年度以前に取得した設計住宅性能評価書において確認できない事項については、当該技術基準に適合していることを確認しています。
- 5 「中古マンションらしくらくフラット35」にフラット35S（省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性、耐久性・可変性）として移行することとなった場合、同一物件内で住戸により適用するフラット35Sの基準が異なる物件は、住戸番号と該当する基準名を表示することを承知しています。